

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から47年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

20歳になったのを契機に、A市役所B出張所(当時)で国民年金への加入手続きを行い、申立期間①について同出張所で納付書に現金を添えてその保険料納付を行った。申立期間②については、昭和49年3月に結婚及びC市への引っ越しを予定していたから、その前にA市本庁の年金担当部署に電話したところ、職員から1か月分又は1期分の未納期間があると教示され、その後その未納分を納付した。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和49年3月に結婚及びA市からC市への引っ越しを予定していたから、その前にA市に電話をしたところ、職員から1か月分又は1期分の未納期間があると教示され、その後その未納分を納付したとしているところ、国民年金手帳及びA市国民年金被保険者名簿により、C市への住所変更を適正に行っていることが確認できる上、納付したとする金額は当時の国民年金保険料額に一致していることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間②の当時、個人企業のDに住み込みで勤務しており、3か月と短期間の国民年金保険料を納付できない経済的事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、20歳になったのを契機に、

A市役所B出張所で国民年金への加入手続を行い、同出張所で納付書に現金を添えてその保険料納付を行ったとしているが、申立人の所持する国民年金手帳には発行日が昭和47年3月17日と記録されている上、その国民年金手帳記号番号から、申立人の国民年金加入の時期は47年3月ころと推定されることから、その時点では、申立期間①は国民年金保険料をさかのぼって納付できる期間及び時効により納付できない期間となるが、申立人はさかのぼって納付したことはないと申述しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、A市では、国民年金保険料を納付書によって収納する方式は昭和46年7月に開始され、それ以前は印紙検認方式によっていたとしているが、申立人は、申立期間①当時、国民年金手帳を所持しておらず、印紙検認方式による国民年金保険料納付をした記憶が無いと申述し、印紙検認方式による保険料納付期間が含まれる申立期間①の国民年金保険料を納付書によって納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 9 月まで
会社退職後、昭和 49 年 4 月に A 区役所本庁（当時）で国民年金への加入手続を行った。会社在职時は厚生年金保険業務に従事していたので国民年金にも関心があったから、国民年金への加入も退職後すぐに行ったことを記憶しており、申立期間についての国民年金保険料の納付もその後、間もなく行ったはずである。その保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 4 月に国民年金に加入した後、申立期間についての国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号によれば、その国民年金加入時期は 50 年 9 月以降と推定され、A 区役所は、当時希望に応じて過年度納付書を発行したとしており、オンラインの記録上納付済みとなっている 49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間は、その加入後に行った過年度納付によったものと推認できるが、その期間の直前に当たる申立期間についてもその納付時点で過年度納付によりさかのぼって納付が可能であったことから、申立期間についてのみあえて納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付し、厚生年金保険と国民年金との必要な切替手続も適正に行っている上、結婚後その妻を国民年金に任意で加入させ納付を行わせていることから、申立人の納付意識は高いと認められる上、6 か月と短期間の申立期間を未納とする経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 53 年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

保育所を退職後、昭和 51 年 2 月に A 区役所 B 出張所で国民年金への任意加入の手続を行ったが、その後同区役所から最初の国民年金保険料の納付書が郵送されて来た。その納付書は、被保険者の私の名前がカタカナで大きく手書きされた納付書であったことを記憶している。その後は、55 年 6 月までの期間について、タイプ印字された納付書が 3 か月おきの間隔で定期的に郵送されて来た。これらの納付書に現金を添え、ほとんどの場合近くの C 郵便局でその保険料を納付した。ところが、申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 51 年 2 月に A 区役所 B 出張所で国民年金への任意加入の手続を行い、その後 3 か月おきに郵送されて来た納付書でほとんどの場合近くの C 郵便局でその保険料を納付したとしているところ、オンライン記録によれば、51 年 2 月 14 日に任意加入の被保険者資格を取得しており、同区役所からは、当時は 3 か月分の国民年金保険料を一括して納付する様式の納付書が 3 か月ごとに定期的に被保険者あてに郵送され、郵便局でその納付書によって納付できたとの供述が得られており、申立人の申述と一致していることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間について、当時受け取った国民年金保険料の領収証書がハガキより少し大きめで紫色の印刷文字が施され、左側に

申立人の氏名と住所が記載された欄があり、右側に収納印欄があったと申述しているところ、昭和 51 年 7 月当時の A 区の国民年金保険料の領収証書の様式とおおむね一致している上、申立人の記憶する申立期間①から申立期間②までの国民年金保険料額の値上がりの変化の様子についての申述内容が、実際の保険料額の変遷の状況とおおむね一致している。

さらに、申立期間①について、申立人は、昭和 51 年 2 月に任意加入後最初に郵送された納付書は、申立人の氏名をカタカナで大きく手書きされたものであったことが記憶に残っているとしているところ、A 区役所は、申立人の任意加入の時期が、年度末の 2 月であったから、当時の 3 か月ごとの基本の納付書とは別の 2 月と 3 月の 2 か月分の手書き納付書が発行された可能性は高いとしており、申立人の申述内容には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和 51 年 9 月に会社を退職した後しばらくしてから A 市役所で加入手続をして、当時、B 銀行（現在は、C 銀行）に勤めていた義妹に依頼して、さかのぼって納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 51 年 9 月に会社を退職した後は、D の自営業者として生計を立てて行こうと考えて、退職後しばらくしてから国民年金に加入し、申立期間の保険料を、当時、B 銀行に勤めていたその義妹に依頼して、さかのぼって納付したはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、53 年 7 月から 54 年 1 月までの間であり、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付するよう、その義妹に依頼した際に渡した金額は 3 万円くらいであったと記憶しているところ、当該金額は、申立期間の国民年金保険料を納付するのに実際必要となる保険料額 3 万 4,800 円とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間以降に未納期間は無く、その後その妻も結婚 7 か月後の昭和 56 年 8 月から国民年金に加入して保険料を納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年3月まで

昭和37年ころ、当時居住していた私の自宅にA市役所の女性の職員が訪ねてきて、国民年金への加入を勧められ、その場で加入した。国民年金保険料については、国民年金加入後も定期的に自宅を訪ねて来てくれていたその職員を通じて納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年ころ国民年金に加入し、国民年金保険料の納付については、定期的に自宅まで集金に訪れていたA市役所の職員に国民年金手帳と保険料を渡し、その際手帳には受領印を押してもらっていたところ、A市の36年の広報から、保険料の納付方法について、同市役所の職員が戸別訪問により印紙の売りさばきと検認を行っていたとする記述が確認でき、申立人の申述と一致する。

また、申立人は、申立期間当時所持していた国民年金手帳について、現在は所持していないとしているものの、表紙の色や形状等を具体的に記憶しており、その色や形状は、申立期間当時に発行されていた国民年金手帳と一致する。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる上、オンライン記録から、昭和37年10月に任意加入していることが確認でき、任意加入期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする経済的事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年 3 月に A 区役所の国民年金の窓口で国民年金加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、その加入手続と同時に同窓口で納付した。その後の保険料については、自宅に届いた納付書を持参して自宅近くの B 郵便局、C 銀行（現在は、D 銀行）E 支店又は F 銀行（当時）G 支店で 3 か月ごとに納付していた。督促などの通知が届いたことは今までに一度も無く、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月にA区役所の国民年金の窓口で国民年金加入手続を行うと同時に、申立期間①の納付書を発行してもらい、国民年金保険料1,000円前後を納付したと申述しているところ、A区役所では、申立期間①当時、納付書の発行は通常3か月ごとであったが、年度末である50年3月に国民年金に加入した場合には、その1か月分の納付書を発行することは可能であり、同区役所の国民年金の窓口での保険料の収納も可能であったとしている上、申立期間①の保険料額は1,100円であり、申立人の申述とおおむね一致する。

また、申立人は、昭和50年3月に任意加入し、61年4月に第3号被保険者となるまでの任意加入期間中において、申立期間を除き国民年金保険料

をすべて納付しており、申立期間①は1か月、申立期間②については3か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする経済的事情もうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月1日から30年4月1日まで
② 昭和36年9月1日から同年10月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によれば、株式会社Aの資格取得日が昭和30年4月1日になっているが、自分は28年8月1日から勤務していた。

また、自分は会社が拡大していくなか継続してBの社員だった。当時は、株式会社AとC株式会社を行ったり来たりしていたので、どちらに所属していたかは明確にできないが、厚生年金保険被保険者期間に空白があるはずがない。C株式会社の平成2年1月31日付けの退職辞令にある勤続年数（28.4年）から考えると、C株式会社の勤務は昭和36年10月からとなると思うため、株式会社Aの資格喪失日（36年9月1日）が間違っていると思う。これら申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、事業主及び複数の同僚によると、「当時、株式会社AのD部門がC株式会社として発足しているが、これら2社の事業主は同一人物であり、申立人は、継続して勤務していた。」と供述しており、申立人は、昭和36年10月1日のC株式会社における資格取得日まで継続して株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、C株式会社の平成2年1月31日付けの退職辞令にある勤続年

数（28年4か月）から計算した起算日が昭和36年10月になること、及び株式会社Aの経理担当者が「同辞令から判断すると、当時、株式会社Aの社会保険関係手続を担当していた上司が、誤って株式会社Aにおける資格喪失日を36年9月1日と届け出たと思われる。」と供述していることから、申立人のC株式会社への異動日は同年10月1日であると推認できる。

さらに、事業主及び同僚によると、「申立人は、申立期間②を含めて継続してBの人間だったので、厚生年金保険料を控除していたと思う。」と供述していることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年8月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

加えて、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、事業主及び複数の同僚の供述により、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①において、株式会社Aに勤務していたことはうかがえるが、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、事業主及び同僚からも申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を入手できなかった。

また、同社の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無い。

さらに、同社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日は、昭和30年4月1日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社AのB工場における資格取得日は昭和44年4月28日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月28日から同年10月1日まで
昭和44年4月28日から46年9月5日まで株式会社AのB工場に勤務していたが、オンライン記録では、44年4月28日から同年10月1日まで厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。47年2月21日付けC会(当時)の「お知らせ」でもD基金の加入員であった期間として申立期間が含まれている。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D基金の加入記録から判断すると、申立人が、株式会社AのB工場に昭和44年4月28日から継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「資料が無く不明であるが、D基金が保管する昭和44年5月12日付け受付印がある申立人の「加入員資格取得届」から判断すると、申立期間当時から厚生年金保険、健康保険及び厚生年金基金の資格得喪に係る手続は、複写式書類で同時に行っており、同年4月28日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったと考える。」と供述しており、社会保険事務所への届出書と厚生年金基金への届出書の一体性からみて、事業主は、申立人が44年4月28日に株式会社AのB工場における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行ったことが推認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録では、申立人の資格取得日は昭和44

年4月28日となっている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年4月28日に株式会社AのB工場における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD基金における申立期間の標準報酬月額の記録から2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人の申立期間②における資格喪失日は、平成14年4月5日であると認められることから、資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、62万円とすることが妥当である。
- 3 申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成13年8月の標準報酬月額に係る記録を62万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間③について申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 平成13年8月1日から14年3月31日まで
② 平成14年3月31日から同年4月1日まで
③ 平成13年8月1日から同年9月1日まで
オンライン記録では、株式会社Aにおける平成13年8月から14年2月までの標準報酬月額が59万円から9万8,000円に、同年3月の標準報酬月額が62万円から9万8,000円に引き下げられているが、訂正期間や訂正金額については全く知らなかった。また、役員であったものの社会保険事務に関する権限は無かったので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、平成 14 年 3 月 31 日となっているが、同年 3 月分の給与からも厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、平成 13 年 8 月分の給与から控除されている厚生年金保険料は、標準報酬月額 62 万円に基づく保険料額であるので訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンラインの被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）では、申立人の株式会社 A の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成 13 年 8 月から 14 年 2 月までは 59 万円、同年 3 月は 62 万円（13 年 3 月 1 日の随時改定）と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 3 月 31 日以降の同年 4 月 5 日付けで、申立人と代表取締役を含む役員二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の 13 年 8 月から 14 年 2 月までの標準報酬月額が 59 万円から 9 万 8,000 円に、同年 3 月の標準報酬月額が 62 万円から 9 万 8,000 円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「平成 14 年 3 月 31 日前後の株式会社 A の経営状況は相当悪化し、社会保険については厚生年金保険から国民年金に切り換えるよう代表者から説明を受けた。」と供述しており、ほかの役員の一人在、「自分が退職する 15 年 11 月以前何か月間は給料も支給されず、倒産後は債務の連帯保証人であったため借金の一部について肩代わりさせられた。」とも供述していることから、社会保険料等の滞納があったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間①において、当該事業所の監査役又は取締役であったものの、申立人と同様に記録訂正のあるほかの役員の供述から、社会保険事務に関する権限を持っていなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成 13 年 8 月から 14 年 2 月までを 59 万円にすることが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録では、上述のとおり株式会社 A は平成 14 年 3 月 31 日に適用事業所でなくなっているが、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、株式会社 A に 15 年 6 月 30 日まで継続して

勤務していたことが確認でき、同社の商業登記簿からも申立期間②において、法人格を有していることが確認できることから、同社は申立期間②当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立人の所持する給与明細書から、株式会社Aの社会保険料の給与からの控除は当月控除方式であること、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていること、及び平成14年4月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日について、社会保険事務所において、実態に即した有効な処理があったとは認められず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該処理を行った日である平成14年4月5日に訂正し、同年3月の標準報酬月額は当初記録されている62万円とすることが必要である。

- 3 申立期間③について、申立人は、平成13年8月の標準報酬月額相違を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、平成13年8月の記録を62万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行の有無については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元代表者も納付については不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 39 年 4 月 1 日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

昭和 39 年 4 月 1 日に A 株式会社 B 工場に入社した後、転勤はあったものの、すべて A 株式会社グループ内の事業所に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の労働者名簿及び辞令原簿、雇用保険の被保険者記録並びに同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A 株式会社 B 工場に勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載の申立人を含む同期入社 8 人の被保険者資格取得年月日をみると、4 人は昭和 39 年 4 月 1 日となっているが、申立人を含む 4 人は 40 年 4 月 1 日となっている上、申立人の同原票の被保険者資格取得年月日欄の下には、手書きで「39 年」と記載されており、ほか 3 人の同原票の同欄の下には、手書きで「昭和 39 年 4 月 1 日」と記載されている。

さらに、上記 8 人の同原票に記載されている健康保険の整理番号をみると、被保険者資格取得日が昭和 39 年 4 月 1 日となっている被保険者の番号が 40 年 4 月 1 日の資格取得者よりも新しい番号となっているものが認められる。

加えて、事業主提出の申立事業所が加入する C 組合被保険者名簿によれ

ば、申立人の健康保険組合被保険者資格取得日は昭和 39 年 4 月 1 日と記載されており、同組合では、届出書類の様式は厚生年金保険関係届出書類と複写式となっていたと思うとしている。

これらのことから判断して、社会保険事務所（当時）において、申立人の被保険者資格取得日に係る記録の処理を誤った可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B工場における申立人に係る辞令原簿の基本給月額記録及び事業主の報酬月額に関する説明から、1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B所（現在は、A株式会社C所）に係る被保険者資格取得日は昭和22年9月11日、被保険者資格喪失日は24年8月3日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年9月から23年7月までの期間は600円、同年8月及び同年9月は2,100円、同年10月から24年4月までの期間は4,800円、同年5月から同年7月までの期間は5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年9月11日から24年8月8日まで
申立期間は、A株式会社B所に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和22年9月11日から24年8月3日までの期間について、A株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と「氏名」及び「性別」が同じで、生年月日の「年」が1年違いの6年*月*日生まれの被保険者記録があり、同記録によると、申立期間の一部期間である22年9月11日に被保険者資格を取得し、24年8月3日に喪失している。

なお、同記録は、オンライン記録において未統合の記録となっており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録には、同記録に係る脱退手当金の支給の記録も無い。

また、A株式会社C所提出の「退職者名簿」では、申立人は、昭和24

年8月3日退職となっており、同社では、退職者名簿から判断すると正社員として勤務していたと思われるとし、「採用簿」は保存されておらず、入社日については不明としている。

さらに、申立人提出の日記には、本工員に採用されるために昭和22年9月10日にA株式会社B所に出向いたこと、及び同社から24年8月3日に解雇された旨が記載されている。

加えて、A株式会社C所では、上記「退職者名簿」に、申立人以外に同姓同名の者は認められないとしている。

一方、申立期間のうち、昭和24年8月3日から同年8月8日までの間については、申立人の勤務実態を示す事業者の資料が無く、同僚からも供述を得られないなど勤務していたと判断するには至らなかった。

これらを総合的に判断すると、申立事業所の事業主は、申立人が昭和22年9月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、24年8月3日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和22年9月から23年7月までの期間は600円、同年8月及び同年9月は2,100円、同年10月から24年4月までの期間は4,800円、同年5月から同年7月までの期間は5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（株式会社 B を経て、現在は、株式会社 C）における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 35 年 4 月 1 日に A 社に入社し、38 年の 3 月末に退職した。退職後の同年 5 月の連休に会社を訪問した際社長の奥さんから、A 社に戻ってほしいと説得され、帰宅後、世話になっている叔父に相談したところ、叔父からも説得されたため、復帰することになった。

退職金を返却して、退職は取り消された。奥さんから、「年金等の費用は返却した退職金から補填します。」と言われた。また、2 か月から 3 か月後に「年金の回復が 1 番大変だった。社会保険事務所（当時）に 3 回から 4 回通いましたよ。」と言われたことを覚えている。年金の記録が抜けていると言われた時、当時のことを思い出した。その時のいきさつを考えると、納得がいかない。厚生年金保険料は納めたのではないかと思う。調査をして 1 日も早く記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した株式会社 C からの「退職金支給明細」に勤務期間が 41 年 5 か月と記入されており、その期間は入社から定年まで継続して勤務したと仮定した場合の期間と合致する。

また、株式会社 C には、入社日の記録以外に A 社時代の申立人に関する

る記録は残されておらず、申立人が一時退職したとする記録は無い。

しかし、退職金を返却した申立人が離職後復職した際に、雇用期間を継続させ、厚生年金保険も継続処理したとされる経営者の妻は逝去し、当時の経緯を知る人もいないため、供述が得られない。

また、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日に復職するまでの 2 か月間は離職し、その叔父に世話になっていたと供述しているところ、社会保険事務所に残されていた A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同年 6 月 1 日付けで申立人が資格取得をした記録があるとともに、年金番号重複訂正の届出が出され、記号番号が最初に申立人が入社したときに取得した番号に訂正されていることが確認できるが、退職したときに届出された同年 2 月 1 日付けの喪失届を訂正した形跡は無い。

これらのことから、申立人が主張する、当該事業所が返却した退職金から厚生年金保険料を補填したとする事実は、確認ができなかった。

なお、仮に事業主から社会保険事務所に対し申立人の厚生年金保険料の納付があったとしても、申立人は、昭和 38 年 4 月及び同年 5 月の 2 か月間は、その叔父さんの世話になっていた（申立人の叔父さんの会社で働いていた）と供述しており、A 社とは雇用関係が無かったことを認めていることから、厚生年金保険被保険者とはなり得ず、被保険者期間として認められない。

一方、申立人は、昭和 37 年 5 月から 38 年 9 月まで（38 年 4 月及び同年 5 月を除く。）の給与明細書を保管しており、同年 3 月まで厚生年金保険料が控除され、復職した同年 6 月からも控除されていることが確認できることから、当時、A 社では厚生年金保険料を、「当月控除」で処理をしていたと認められ、同年 2 月及び同年 3 月の厚生年金保険料が事業主により控除されていたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 38 年 2 月及び同年 3 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 38 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、給与明細書から控除されている厚生年金保険料の金額から 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時（A 社時代）の事業主は死亡し、登記簿謄本も残されていないため、役員照会もできず、株式会社 C は「B（A 社の承継会社）とい

う社名も営業権として買い取ったものであり、全くの別会社となる。また、当時の資料も残っていない。」としていることから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成18年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年2月29日から同年3月1日まで
② 平成18年1月31日から同年2月1日まで

社会保険庁（当時）の厚生年金保険被保険者記録では、B株式会社とA事業所の資格喪失日が、両社とも月末になっているため、加入月数が1か月ずつ不足している。私は、両社を退職するとき、月末まで勤務し退職をしたのを覚えている。当時の事務手続をした担当者の間違いだと思う。1日も早く、記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が提出した平成18年2月分の支給明細書から、当時の厚生年金保険料率に合致する保険料の控除が確認できる。

また、A事業所は、申立人が平成15年4月1日から18年1月31日まで勤務しており、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が同年1月31日とされていることについて、当時の事務担当者の手続上の誤りが原因であることを認めている。

さらに、雇用保険の被保険者記録から、離職日が平成18年1月31日と記録されている上、申立人が提出した退職届の写しにより、月末までの勤務実態が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA事業所の平成18年1月31日付けの資格喪失日を同年2月1日に変更し、申立期間②の標準報酬月額は、18年2月分の支給明細書の厚生年金保険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る事業主による厚生年金保険料の納付義務の履行についてA事業所は、申立てどおりの納付をしたと主張しているが、一方で上記のとおり、当時の事務担当者の手続上の誤りを認めている上、管轄のC年金事務所から届いた平成18年1月分の増減内訳書には申立人の氏名が載せられ前月と比較して減額処理が確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る18年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、当該事業所は申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人が退職当時、人事を担当していた元同僚は業務の内容を手帳に詳細に記録しており、平成12年2月29日（当年は閏年）に申立人の離職票の作成を含む退職手続を行った旨の記述が確認できることから、申立人がB株式会社に上記期間まで勤務していたことが推認される。

また、申立人が申立時に社会保険事務所に提出したスケジュール帳（写し）からも、「2月29日にD退職」と記されているのが確認できる。

しかし、当時人事を担当していた元同僚は、「後に調べたところ、当時会社が事務手続を依頼していた社会保険労務士（労働保険事務組合）が保管していた申立人の雇用保険離職証明書（事業主控え）には離職日が2月28日と記入されている。厚生年金保険の保険料の控除は翌月控除であったため、月末退職の場合は2か月分の保険料が控除されることになり、それを嫌がる退職者が多数いたため、当時は、退職届等で離職日を確定していない場合は、すべて月末喪失の処理をしていたらしい。」と供述している。

さらに、元事業主は、「申立人は、平成12年2月28日に退職したので、申立てどおりの届出を行っていない。申立期間①について保険料の控除も納付もいずれもしていない。」と供述し、上述の元同僚の供述にあった雇用保険離職証明書事業主控え（写し）を提出した。

加えて、当該事業所が加入していたE基金の加入記録も平成12年2月29日資格喪失と記録されており、申立人が事業主に給与から厚生年金保険料を控除されていたとする事実は認められなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月10日から同年8月1日まで

申立期間はA株式会社のC支店から同社D支店へ転勤になったときであったが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は同社に継続して勤務していたので、申立期間において、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書、雇用保険被保険者記録及びE組合の被保険者記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる上、同社の人事記録（職員台帳）により、昭和49年8月1日付けで同社D支店に配属となったことが確認でき、同一企業内の人事異動であったことから、申立期間に係る厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和49年7月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における同年6月の被保険者記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てに係る事業所が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が申立人のC支店に係る資格喪失日を昭和49年7月

10日として届け出たことが確認でき、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったことが考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 12 月 19 日まで
② 昭和 40 年 12 月 15 日から 43 年 8 月 25 日まで

私は、申立期間①にはA地の株式会社B本店に、申立期間②には株式会社CのD支店に勤務していた。

社会保険庁（当時）の記録を確認したところ、株式会社CのD支店を退職した後、これらの期間は脱退手当金として支給されていることになっていたが、私は脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある3回の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の最終事業所は、同一企業であり、これらを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、そのうち3回の被保険者期間が支給されていない期間として存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、株式会社Cの承継会社である株式会社E及び複数の同僚が、同社では当時、社員に脱退手当金について説明をしていたが、代理請求はしていなかったと回答していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月1日から52年1月22日まで

昭和50年11月1日から52年6月30日までA株式会社B出張所に継続して勤務していたが、同出張所がC株式会社と社名変更したときの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

私は一度もやめていないので当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与辞令及びC株式会社が保管する労働者名簿から判断すると、申立人は、昭和50年11月1日にA株式会社に入社し、51年11月1日付けでC株式会社に転籍したとしていることから判断すると、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、昭和51年11月及び同年12月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが、申立人から提出された源泉徴収票により確認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の最後の日と同じ昭和52年1月22日である。

一方、A株式会社とC株式会社の商業登記簿から両社の役員の一部は兼任していることが確認でき、両社は関連会社であったことが認められる。

また、A株式会社の事業主は、同社が子会社としてC株式会社を設立し、従業員の社会保険、給与、人事管理等はすべて親会社であるA株式会社で

行っていたと供述しており、申立人と同時にC株式会社に異動した同僚二人も申立期間と同じ期間が空白期間になっていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、A株式会社から昭和51年11月1日付けでC株式会社へ異動したものの、その時点において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、適用事業所となるまでの期間は、引き続きA株式会社で厚生年金保険が適用されていたものとするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収票の支払金額を基に算出される控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料は納付していないと供述していることから、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和51年11月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場の資格喪失日に係る記録を昭和43年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月28日から同年12月1日まで
昭和40年4月1日に株式会社Aに入社して平成12年8月3日に定年退職するまでC及び責任者として継続して勤務した。最初は同社B工場に配属になり、同社D支店（現在は、E本社）との間を数回にわたり社内転勤を繰り返した。厚生年金保険料も控除されていた記憶があり、会社の事務手続の誤りと思うので、申立期間を被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが提出した在籍証明書の写し、雇用保険の被保険者記録及びF組合の被保険者の記録から判断すると、申立人が申立期間に継続して同社に勤務し（株式会社AのB工場から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、発令が昭和43年11月28日付けでD支店G事務所勤務となっているものの、申立人は、実際の異動日は同年12月1日であったことを供述していること、及び過去の転勤時の資格の喪失や取得が一般的に月初で行われていることから判断すると、同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社（B工場）

における社会保険事務所（当時）の昭和 43 年 10 月の記録から、5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の昭和45年2月の標準報酬月額の記録に係る記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和45年6月26日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月1日から同年3月31日まで
② 昭和45年3月31日から同年6月26日まで

A株式会社に昭和32年7月10日から会社が倒産した45年6月26日まで正社員として勤務していたが、オンライン記録では申立期間②の被保険者記録が無い。この間は同年齢の同僚と会社が倒産した日まで一緒に勤務しており、当時、給与は同額で厚生年金保険料控除も同額であった。

同僚は給与明細書を所持しており、同年3月分から同年5月分まで（控除月は同年4月度から同年6月度まで）同額の厚生年金保険料が控除されていたことから、申立てが認められて記録が訂正された。

また、申立期間①について、同僚の昭和45年2月の厚生年金保険料控除額が同年3月分から同年5月分までと同額であることから、申立てが認められて記録が訂正された。私も同僚と同額であったが、これに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が違っている。

申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間及び標準報酬月額の記録を

訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、同僚の給与明細書を基に、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、当時の給与明細書を所持していないが、同僚からは、「申立人と私は極めて親密な関係にあり、常に行動を共にしており給与明細書を見せ合う仲であり、申立期間の給与額は同額であり、厚生年金保険料控除額も同額であった。」との供述が得られ、第三者である上記の同僚とは別の同僚は、「会社の社宅の隣に申立人と同僚の2組の夫婦が住んでおり、従兄同士で出身地も同じ、勤務形態も同じ、家庭もほとんど同じで何もかもが一緒に行動をされていた。」と供述していることから、同僚の供述には信ぴょう性が認められる。

さらに、申立人と同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額は、昭和39年3月から記録が存在する45年3月31日までの期間において、同額と記録されていることから、申立期間①の申立人と同僚の標準報酬月額は同額であったことがうかがえる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、同僚の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、6万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「会社が倒産して支払能力が無く、かつ、このような状況が発生させて申し訳なかった。申立人の記録を回復させてほしい。」と届出の誤りを認めていることから、事業主が報酬月額に基づく標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和45年6

月26日以後の同年8月25日（申立人の退職後）付けで同年3月31日と処理されており、また、同処理日に同僚20人が申立人と同日（15人）又は同年6月26日（5人）を喪失日として記録されている。

しかし、事業主及び同僚は、「すべての従業員は会社が倒産する昭和45年6月*日の前日まで勤務していた。」と供述するとともに、社会保険事務を担当していた同僚は、「全従業員が45年6月支給の給与から同年5月分の厚生年金保険料を控除されていた。」と供述していることから、申立人を含む被保険者16人の資格喪失日を同年3月31日として処理する理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が昭和45年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記の事業主及び同僚の供述を踏まえると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年6月26日であると認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、同僚が所持する昭和45年2月及び同年4月分から同年6月分までの給与明細書（保険料は翌月控除）における厚生年金保険料の控除額から、6万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を平成6年4月から同年7月までの期間は47万円、同年8月から同年11月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年12月31日まで
社会保険庁(当時)の記録では、「A株式会社」における平成6年4月1日から同年12月31日までの標準報酬月額は20万円に下げられているが、誤りであると思うので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録(訂正・取消済資格記録)において、申立人の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年7月までの期間は47万円、同年8月から同年11月までの期間は28万円と記録されていた。

しかし、「A株式会社」が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年12月31日以降の7年2月6日に、申立人を含む12人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、6年4月から同年11月までの期間を20万円に訂正されていることがオンライン記録により確認でき、社会保険事務所(当時)において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が所持している申立期間の一部(平成6年11月、同年12月及び7年1月分)の給与明細書から、当該期間の厚生年金保険料は、標準報酬月額が28万円で控除されていることが確認できる。

さらに、当時の同僚12人に照会したところ、回答のあった3人は、「申立人は役員でなく、B、Cであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効

な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年4月から同年7月までは47万円、同年8月から同年11月までは28万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年11月から16年1月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月1日から16年2月21日まで
ねんきん定期便を確認したところ、平成9年4月から16年2月まで勤務したA株式会社の標準報酬月額の記録のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円になっており、実際に支払われた給与額(報酬月額24万円から26万円)と相違していることが判明した。厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成14年11月から16年1月までの期間は24万円であることが確認できるとともに、報酬月額からは14年11月から15年2月までの期間は24万円、同年3月から同年8月までの期間は26万円、同年9月から16年2月までの期間は24万円であることが確認できる。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年11月から16年1月までの期間を24万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、A株式会社は平成16年5月13日に破産しており社会保険に関する資料も現存していないことから不明としているが、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額（申立期間中に係る事業主による月額変更届に基づく随時改訂及び算定基礎届に基づく定時決定が記録されている標準報酬月額。）は、全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書において、確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日は、昭和41年12月15日であったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月15日から42年1月5日まで
被保険者記録照会回答票によると、昭和41年12月15日から42年1月5日までの1か月間は厚生年金保険の被保険者期間が空白になっているが、この間は株式会社AのC支店に勤務し、D地のE業務を行っていたので、この期間を被保険者期間と訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和42年1月5日となっている。

しかしながら、株式会社Bの保管する被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の株式会社Aにおける資格取得日は昭和41年12月15日であることが確認できる。

また、株式会社Bが保管する職員台帳の申立人の業歴欄（辞令等記載）に、「昭和41年12月15日、免F支店、命G部、H」の記入が確認でき、さらに、I組合での申立人の被保険者期間は昭和38年4月1日から平成15年4月1日まで継続しており、雇用保険の被保険者期間とも合致していることから判断すると、申立人が株式会社Bに継続して勤務し（昭和41年12月15日に株式会社BのF支店から同社G部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録には、被保険者に係る氏名、生年月日、取得年月日、標準報酬月額が前頁と次頁に2重の記録があり、この記録には資格取得日が昭和42年1月5日と記録されており、その次頁の記録を2重線で訂正し、その上に新たに申立人を含む3人の記録を記載する際に、資格取得日について41年12月15日と訂正するところ、再び42年1月5日と誤記入したものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、昭和41年12月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Bが保管する申立人に係る被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年7月1日から14年10月1日まで
② 平成14年10月1日から18年7月1日まで

A株式会社では、平成13年9月分給与明細書から、月例給与合計の欄が2段に分けて記載されており、会社側にその理由を聞いたところ、2年間だけ社会保険料の会社側負担額を少なくするためとのことであった。手取額に変わりが無いからとのことで、半強制的であった。

その際、納得したわけではなかったもので、保険料を下げたことによって、病気等に対する保障はどうなるかなどを聞いたが、何の変わりも無いと説明を受けた。年金に関しての説明は一切受けていない。給与も毎月5日支払から15日支払、そして月末支払へと変わり、振り込まれている月もあれば、支払日に間に合わないで後日手渡しであったり、明細書も出たり出なかったり、退職前の数か月は給与明細書も出してもらえなかった。5年間の標準報酬月額が下げられていたことに対しては不満であり、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、当初、平成13年7月から同年9月までは28万円、同年10月は同年9月6日付けの算定基礎届により標準報酬月額が28万円と記録されているところ、同年10月22日付けで取り消され、同日付けで同年7月1日にさかのぼって標準報酬月額が14万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社に係る滞納処分票から、同社は、平成13年3月以

降の厚生年金保険料を滞納していることが確認でき、申立人のさかのぼった標準報酬月額^{（注）}の減額訂正が行われた13年10月22日の直前に、事業主が社会保険事務所（当時）と厚生年金保険料の滞納及び保険料負担軽減の相談をしていることが確認できる上、当該訂正日に申立人の標準報酬月額の引下げと同時に事業主の妻である取締役及び事業主の妹である同社経理担当者の被保険者資格喪失処理が行われている。

一方、登記簿謄本から、申立人は、平成12年5月からA株式会社の取締役であることが確認できるものの、事業主及び経理担当者は、社会保険事務所に対する書類の作成や届出等は、事業主が行っていたとしており、同社の滞納処分票からもこのことが確認できることから、申立人は事業主から標準報酬月額の引き下げる旨を知らされてはいたが、社会保険関係業務に関する権限を有していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月22日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{（注）}に即したものと考^{（注）}え難く、社会保険事務所が行った当該遡^{そきゅう}及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の13年7月から14年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た28万円に訂正することが必要である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、標準報酬月額^{（注）}の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額^{（注）}のそれぞれに基づく標準報酬月額^{（注）}の範囲内であることから、これらの標準報酬月額^{（注）}のいずれか低い方の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合に記録の訂正を行うこととなる。

申立期間②については、申立人から提出されたA株式会社における平成13年9月から18年2月までの給与明細書、及び給与明細書の無い月については、給与振込口座の預金通帳の写しにおける給与振込額に、13年9月分の給与振込額と比較して、厚生年金保険料に相当する額の変動が無いことから判断すると、申立人は、社会保険事務所で記録されているとおりの標準報酬月額14万2,000円に相当する厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業主及び経理担当者は、申立期間②について、社会保険事務所に対する届出や書類作成等は事業主が行っていたとしており、社会保険事務所に届け出たとおりの標準報酬月額^{（注）}に相当する厚生年金保険料を

申立人の給与から控除していたと供述している。

さらに、申立人は、標準報酬月額の引下げについて、「半強制的であり納得はしていなかった。」としているが、同社取締役であり、事業主から会社の社会保険料の負担軽減のために、申立人の標準報酬月額を引き下げる旨を知らされていることから、事業主が、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を納付していないことを知り得る状態にあったと判断できる。

このほか、申立期間②について申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は平成18年4月9日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同院における資格喪失日（18年4月9日）及び資格取得日（18年10月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年4月9日から同年10月1日まで
ねんきん定期便が送られてきてA事業所での平成18年4月9日から同年10月1日までの期間が、社会保険庁（当時）の厚生年金保険の被保険者記録から抜けていることが分かった。当該記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、平成14年10月21日に被保険者資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、18年4月9日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することとなったために、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、当該事業所の平成18年3月分から同年7月分までの給与台帳及び同年8月分から同年10月分までの個人別給与支給一覧表から、

申立人は、標準報酬月額 18 万円に相当する額を申立期間の厚生年金保険料として、事業主により同年 5 月分から同年 10 月分までの給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が事業主により控除されていた保険料額に相当する標準報酬月額から判断すると、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続をしていなかったとして手続を行ったので保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 57 年 3 月まで
申立期間の保険料は、妻が、私と妻の保険料をまとめて納付していた。妻は納付済みと記録されているのに、私だけ未納となっていることは納得できないので、納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「自分が、自分と夫の国民年金保険料をまとめて、3 か月ごとに A 区役所、B 銀行 C 支店、郵便局のいずれかで、納付書に現金を添えて納付した。申立期間に係る過年度納付書を作成してもらった記憶は無く、申立期間の保険料を一括納付した記憶も無い。」旨の供述をしているが、国民年金手帳記号番号払出簿の記載から、申立人が現在所持している記号番号は昭和 57 年 6 月 8 日に払い出されたことが確認でき、この払出時期からすると、申立期間の保険料は過年度納付となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、A 区役所の年度別納付状況リスト（昭和 59 年 5 月 10 日現在）においても、申立期間の保険料納付については確認ができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から60年3月まで

病院のケースワーカーに勧められて国民年金に加入した。年月はあまりはっきりしないが、加入時に数10万円をまとめて納付した。父がお金を出し、母が手続をして保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料収納記録が無いというのは納付できない。調べて被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父がお金を出し、申立人の母が手続をして保険料を納付したとしているが、申立人の父は申立人の母に一切を任せており、その母も既に他界し、当時の加入手続、納付方法、納付金額等について、その母から供述を得ることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和61年2月から平成元年4月ころまでであり、オンライン記録によると、昭和62年7月から同年9月までにかけて3回に分けて加入前2年分(60年4月から62年9月まで)の過年度納付が行われており、その時点では、それより以前は時効により納付できない期間となる上、別の国民年金手帳記号番号が発行された形跡も見られない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付した事実を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成 3 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、A 区に居住していた平成 3 年 2 月か同年 3 月に、滞納していた国民年金について年金相談に行った際、担当者から今までの国民年金保険料の未納分を一括して納付し、今後、口座振替にすれば延滞金は免除されると言われ、口座振替の手続をし、未納分を 30 数万円一括して納付した。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A 区に居住していた平成 3 年 2 月か同年 3 月に、今までの未納分の保険料について年金相談に行った後、未納分保険料を一括して納付し、その後の保険料は口座振替により納付したとしているが、オンライン記録から、申立人は A 区から B 市に転居後の 4 年 3 月 2 日に 3 年 4 月から 4 年 2 月までの国民年金保険料を一括納付し、その後の保険料を口座振替により納付していると推定され、納付行動は申立人の申述と一致していることから、納付期間及び納付時期を思い違いしている可能性が高いと推認できる。

また、申立人は、平成 3 年 2 月か同年 3 月ころ、それまでの未納分を一括して 30 数万円納付したとしているが、その時点でさかのぼって納付できる元年 1 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料の合計額は 21 万 9,000 円となり、申立人の主張する 30 数万円の金額と乖離^{かいり}している。

さらに、申立人は、平成 4 年 3 月 2 日に B 市で、A 区に在住中の 3 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を他の未納分と一緒に納付しており、このことは、申立人の A 区で 3 年 2 月か同年 3 月ころに納付しその後は銀

行口座振替により納付したとする申述と矛盾している。

加えて、申立人が居住していたA区で納付記録は見当たらず、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から51年3月まで

A社会保険事務所(当時)から未納の国民年金保険料を納付しなければ将来年金が受け取れないので納付するようにと昭和49年ころに請求書が送られてきたので、一括で26万円くらいの国民年金保険料を最寄りの郵便局で納めたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社会保険事務所から未納の国民年金保険料を納付しなければ将来年金が受け取れないので納付するようにと昭和49年ころに請求書が送られてきたので、一括で26万円くらいの国民年金保険料を最寄りの郵便局で納めたはずであるとしているが、昭和49年1月から50年12月までが実施期間の法附則18条の特例納付では、納付可能期間が36年4月から48年3月までであることから、申立期間の一部は納付できない上、49年当時特例納付により納付可能であった金額も申立人の記憶にある金額とは、大きく相違している。

また、B市保管の申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和53年7月から55年6月までが実施期間の法附則4条の特例納付で、42年4月から44年6月までの27月間をさかのぼって納付した記録が残っており、申立人はその記録と当該申立期間の納付を混同している可能性がある。

さらに、申立人が法附則4条の特例納付により納付した時点では、未納期間を27月納付すると満60歳までの納付可能月数は301か月となり、年金受給に必要な月数を満たすこととなるため、A社会保険事務所から納付を促す指導があったと考えるのが自然である上、申立期間の保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
昭和 28 年ころから 34 年ころまでA業をしていた有限会社Bに勤務していたが、29 年 6 月 1 日以降の厚生年金保険被保険者記録が無い。事業所の所在地のほか、社長の名前や仕事内容も記憶しているので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Bの当時の事業主は既に死亡しているが、当該事業主の妻の供述から、退職日の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人が同社で昭和 28 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、29 年 6 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

また、適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、有限会社Bは昭和 29 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している有限会社Bの当時の事業主も、昭和 29 年 6 月 1 日において、厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、その後厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、事業主の妻は、申立期間当時の資料は保存しておらず、申立人が事業主により給与から保険料を控除されていたかについては不明としているほか、同僚は既に死亡しているか所在が不明であるため、申立期間当

時の状況について供述を得ることができない。

なお、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほかに申立てに係る事実を確認できる周辺事情及び関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 20 日から平成 5 年 10 月 1 日まで
有限会社Aでは、業務が大変忙しく、毎日平均5時間も残業を行い、土曜、日曜及び祝日も返上して出勤していたことから、月収は平均 30 万円くらいであったと記憶している。

しかし、事業主は申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を日給と一部手当だけで計算して低額で届け出ていたと思うので、給与総支給額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人の有限会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、8万円（昭和59年1月）から18万円（平成5年9月）で推移していたものが、平成5年10月から30万円となっていることが確認できる。この標準報酬月額の増額について申立人は、社会保険事務所（当時）が事業主に対して標準報酬月額を給与総支給額に基づいた金額に訂正するよう指導したこと、その後、事業主から標準報酬月額の計算方法の変更に伴い社会保険料の負担も増額となる旨の説明が全従業員にあったことを記憶している。

また、元同僚から提供を受けた昭和62年7月から平成3年2月まで及び同年5月から5年7月までの期間（69か月）の給与支給明細書に基づいて給与総支給額（報酬月額）とオンライン記録の標準報酬月額を照合したところ、給与総支給額は約19万円から29万円であったにもかかわらず、標準報酬月額は15万円又は17万円として記録されており、当該期間の標準報酬月額は、すべて給与総支給額を下回っていることが確認できる。

なお、現事業主は、当時の賃金台帳等の資料が保存されておらず、申立期間当時の元事業主も既に他界しているため、社会保険事務所に届出した標準報酬月額算出根拠は不明であると供述している。

しかしながら、給与支給明細書により、当該元同僚は、上記 69 か月の間において、すべて同一額の 1 万 540 円を厚生年金保険料として毎月の給与から控除されていることが確認でき、当該控除額から標準報酬月額を算出した場合、昭和 62 年 7 月から平成元年 12 月までの期間は 17 万円、2 年 1 月から同年 12 月までの期間は 14 万 7,000 円、3 年 1 月から 5 年 7 月までの期間は 14 万 5,000 円となる。

さらに、申立人の昭和 60 年 10 月から平成 5 年 9 月までの期間の標準報酬月額は、当該元同僚の標準報酬月額とほぼ同額である 15 万円、17 万円及び 18 万円と記録されており、申立人が記憶している事業主からの全従業員に対する説明内容を考慮すると、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額も元同僚と同額程度であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録のとおりだったと推認されることから、申立人が主張するような給与総支給金額 30 万円に相当する保険料は控除されていないものと判断される。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から 60 年 9 月までの期間の標準報酬月額 8 万円については、元同僚の給与支給明細書等の資料は無いが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人より前（57 年 10 月 25 日から 58 年 9 月 1 日までの期間）に資格を取得した元同僚 3 人及び申立人と同日に資格を取得した同僚一人の資格取得時や 59 年 10 月 1 日付けの定時決定の標準報酬月額の記録が申立人と同額の 8 万円となっていること、申立人の後（59 年 11 月 1 日から 60 年 9 月 1 日までの期間）に資格を取得した元同僚 3 人の資格取得時の標準報酬月額も 8 万円となっていることから、申立人だけが著しく低額の標準報酬月額であるとは言えない上、申立人及び当該元同僚 7 人の被保険者原票の記載内容にも特段不自然な点は見当たらない。

また、申立人が申立期間において、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 1 日から 9 年 5 月 31 日まで
ねんきん定期便の記録によると、申立期間についての平成 5 年 3 月から 6 年 10 月までの標準報酬月額が 8 万円に、また、同年 11 月から 9 年 4 月までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円にそれぞれさかのぼって引き下げられていたが、私自身は引き下げた記憶は無いので調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 5 年 3 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円、同年 11 月から 9 年 4 月までの期間は 59 万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（9 年 5 月 31 日）以降の同年 6 月 6 日付けで、5 年 3 月から 6 年 10 月までの期間は 8 万円に、同年 11 月から 9 年 4 月までの期間は 9 万 2,000 円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A 株式会社に係る商業登記簿謄本から、申立人が当該事業所の代表取締役、その妻が取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A 株式会社に厚生年金保険料の滞納は無かったとしているが、一方では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことの主な理由として、「平成 8 年 10 月 31 日に小切手が不渡りになり、それから会社の経営が急速に悪化して、資金繰りが厳しくなった。そして、社会保険料の納付等について複数回にわたって社会保険事務所（当時）の職員と協議した。」と供述していることから、社会保険料の滞納が無かったとは考え難い。

さらに申立人は、「資格喪失届、標準報酬月額減額訂正の手続は取締役の妻と事務員が行った。」と供述しているが、同社の経理担当の当該事務員は、「当該事業所の代表取締役の印鑑は申立人自身が管理しており、社会保険事務所に対する手続や書類の作成は社会保険労務士が行っていたが、提出書類への押印は事業主である申立人が行っていた。」と供述しており、標準報酬月額の減額訂正処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
株式会社Aにおける平成 3 年 4 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、20 万円になっているのはおかしい。当時の給与額は月額 110 万円くらいであった。給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aにおける平成 2 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日までの期間に係る定時決定時の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当初、53 万円（申立期間当時の最高等級の額）とされていたが、6 年 3 月 29 日付けで標準報酬月額の訂正・取消処理が行われ、月額変更により 3 年 4 月からの標準報酬月額の記録が 20 万円に減額されるとともに、その後の定時決定時の記録も 20 万円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aの商業登記簿謄本により、申立人は、同社の取締役としての地位にあることが確認できるところ、同僚照会に回答のあった複数の同僚は、申立人が専務取締役の地位にあり、代表取締役が死亡した後は、申立人が同社の経営責任者であったことから、当然に社会保険関係事務においても責任があったと思うと供述している。

また、株式会社Aは平成 6 年 10 月 1 日に健康保険及び厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、オンライン記録によると、同事業所の被保険者のほとんどは、申立人の標準報酬月額の訂正・取消処理が行われた同年 3 月 29 日前に被保険者資格を喪失していること、申立人は、当該

事業所で6年10月1日に被保険者資格を喪失していることから、申立人は、当該事業所が適用事業所ではなくなるまで当該事業所の健康保険及び厚生年金保険について責任があったと推認できる。

さらに、申立人は、株式会社Aには申立期間当時に多額の社会保険料の滞納があり、資金繰りは大変であったと回答している。

したがって、申立人は、平成6年1月29日に代表取締役B氏が辞任（同年*月*日死去）した後、株式会社Aの事実上の経営責任者であったと認められ、6年3月に厚生年金保険被保険者に係る標準報酬月額の見直し処理が行われた当時、業務執行責任者として当該減額処理に係る意思決定について関与していたものと推認できる。

なお、株式会社Aの商業登記簿謄本により、平成6年3月2日付けで代表取締役に就任したと登記されているC氏は、所在不明であり、照会することができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当時、実質的に会社の業務を執行する責任を負っていた取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 30 日から 7 年 7 月 30 日まで
申立期間は、株式会社 A に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所である株式会社 A は既に無く、申立期間当時の事業主も、申立期間当時の社会保険事務処理等の状況は不明としている上、同僚からも申立人の勤務実態について供述を得られなかった。

また、B 協会 C 支部から、申立人は、株式会社 A が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 6 年 9 月 30 日（申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日）に健康保険任意継続被保険者資格を取得し（加入期間は、6 年 9 月 30 日から 8 年 9 月 30 日まで）、同年 9 月及び同年 10 月の保険料を同年 10 月 12 日に納付しているとの供述が得られた。

なお、オンライン記録から、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されており、申立期間のほとんどの期間において、納付期限内に保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 9 日から 33 年 1 月 8 日まで

昭和 32 年 1 月 9 日から株式会社Aに勤務し、その1年後に社名がB株式会社に変ったが、その間の加入記録が無い。株式会社A入社時の厚生年金保険被保険者証（昭和 49 年 9 月 4 日再交付）にも「初めて資格を取得した日」が 32 年 1 月 9 日と記載されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aについては、商業登記を確認できず（事業所の事業所別被保険者名簿には、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日が昭和 38 年 6 月 21 日と記載され、その理由が「解散」となっている。）、同僚からも申立人の申立期間の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について具体的な供述を得られなかった。

また、適用事業所名簿によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の途中の昭和 32 年 12 月 1 日であり、厚生年金手帳番号払出簿によると、申立人の年金番号払出日は 33 年 1 月 9 日となっている。

なお、上記の適用事業所となった日及び年金番号払出日から、厚生年金保険被保険者証に記載の「初めて資格を取得した日」（昭和 32 年 1 月 9 日）が誤記であった可能性は否定できない。

さらに、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿の健康保険証番号は、1 番から 14 番まで欠番が無く、これらの者の資格取得日が昭和 32 年 12 月 1 日となっている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、B 市の C 社の D 教室に講師として勤務した昭和 54 年 7 月 1 日から同年 12 月 26 日までの期間の被保険者記録が確認されなかった。

代わりに、C 社の D 教室に勤務した期間のうち、昭和 54 年 11 月 1 日から同年 12 月 26 日までの期間について E 株式会社という会社の名前で記録があると言われた。

給与から厚生年金保険料を控除していたのは、C 社の D 教室であり、E 株式会社という会社には勤務した記憶が無く、聞いたことも無いことから、「社会保険事務所（当時）が私の記録と他人の記録を間違えた。」のではないかと思われ、納得できないので調査して申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと供述する C 社の D 教室は、登記簿謄本及び創業者の一人の供述により昭和 50 年 8 月 16 日に B 市で設立登記された E 株式会社が経営していた教室であることが認められ、オンライン記録における同社の申立人名の 54 年 11 月 1 日から同年 12 月 26 日までの厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の C 社の D 教室の勤務に係る被保険者記録であることが認められる。

しかし、E 株式会社の事業主は、「厚生年金保険の申立期間当時の担当者はおらず、資料が保存されていないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の給与からの控除は不明。」と供述しており、申立人の申立期間に係る同社における勤務状況及び厚生年金保険料の給与からの控除に

ついて確認することができなかった。

また、E株式会社の顧問であったF社会保険労務士は、「厚生年金保険の事務手続は、事業主から入社又は退社等の名簿を渡されて手続をしており、保管している同社の社会保険被保険者名簿によれば、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和54年11月1日、喪失日は同年12月26日である。」と供述している。

さらに、同僚9人に照会し回答した3人のうちG氏は、「自分も入社後7か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。」、H氏も「勤務した期間すべてが厚生年金保険の被保険者となっておらず最初の3か月間は未加入となっている。」と供述していることから、E株式会社の顧問であったI税理士に照会すると「同社において、講師として採用してもすぐに退職する人が多かったことから、事業主、顧問の社会保険労務士（F社会保険労務士ではない）及び自分の3者で相談して『3か月から4か月の試用期間を設けよう。』と決めた記憶がある（資料は保存されていない）。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 15 日から 41 年 1 月 1 日まで
② 昭和 41 年 1 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 8 月 29 日から 48 年 5 月 15 日まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社に勤めた。

いずれもDにあった。当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、有限会社Eに照会したところ当時の資料が保存されておらず、申立人の在籍は確認ができない上、申立期間①において、申立人が当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間①当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

また、登記簿謄本から、同社は、申立期間①当時は法人になっていない個人商店であり、有限会社Eとして法人設立したのが昭和 52 年 8 月 1 日であるとともに、オンライン記録から、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①よりも 30 年後の平成 9 年 8 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、有限会社Fに照会したところ当時の資料が保存されておらず、現在の事業主は当時まだ子供でそのころのことはわからないとしていることから、申立人の在籍は確認ができない上、申立期間②において、申立人が当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

また、オンライン記録から、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間②よりも30年後の平成9年10月1日であることが確認できる。

さらに、事業主は、「先代のころは厚生年金保険には加入せず、先代も国民年金に加入し保険料を納めていた。」としており、オンライン記録で申立期間②当時の国民年金保険料納付が確認できる。

加えて、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③について、有限会社Gの事業主は入院中で照会について回答を得ることはできなかったが、申立人が名前を記憶していた同僚が申立人のことを覚えていることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間③において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、登記簿謄本から、C社が有限会社Gとして法人設立したのが申立期間③中の昭和47年6月19日であるとともに、オンライン記録から、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間③よりも20年後の平成9年12月1日であることが確認できる。

また、前述の同僚から、「申立期間③当時は、給与から厚生年金保険料は控除されておらず、事業主ともども国民年金に加入して保険料を納めた。」との供述があり、オンライン記録で申立期間③当時の両者の国民年金保険料の納付が確認できる。

さらに、申立人が申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月 21 日から 50 年 4 月 1 日まで
② 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 7 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①の事業所について脱退手当金を受給したことになるが、私は申立期間①以前に勤務したA株式会社の分は脱退手当金として受け取ったが、申立期間①のB株式会社の分は請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

また、申立期間②についてはC株式会社に勤務していた昭和 58 年 10 月 1 日の標準報酬月額が 9 万 8,000 円から 6 万円に訂正されている。当時は私が社会保険の手続をしており、給料が月額 10 万円から減額されたことは無いので給与明細書は無いが記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、オンライン記録上、申立期間①と合算して脱退手当金が支給されたことになっている申立期間①以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間①以前に受給したと主張しているが、申立期間①以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人が勤務していたB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、申立期間①後に申立期間①とそ

れ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間①とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間①を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、C株式会社に係る申立期間②の標準報酬月額が6万円になっているが、当時支払われた給与は10万円であり、減額されたことは無いので標準報酬月額は9万8,000円であったと主張しているが、申立人が申立てどおりの厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はない上、C株式会社の当時の代表取締役である申立人の義兄は当該標準報酬月額（定時決定）の訂正について、「当時、社会保険手続及び給与計算事務は申立人が担当者であった。申立人の給料を下げたとかの記憶は無い。給料は年々上げていったように思う。給料などの資料は5年ほどだったら保管しているがその当時のものは無い。」と供述しており、申立期間②に係る標準報酬月額及び保険料控除額について確認ができない。

また、C株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録では、昭和58年10月1日の標準報酬月額は当初9万8,000円と記載されていたものを6万円に訂正されていることが確認できるものの、社会保険事務所（当時）において、このような記録の訂正を事業所の届出なしに行うとは考えられず、当時のC株式会社の厚生年金保険被保険者であった者6人は男性で、申立期間②直前の標準報酬月額はいずれも17万円以上であることから、間違えて申立人の記録を訂正したとも考え難い。

このほか、申立期間②において、申立てどおりの厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正をする必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月ころから 31 年 6 月ころまで
② 昭和 40 年ころから 45 年ころまで

申立期間①のA地にあったB有限会社には中学校を卒業後に勤めた。給料明細はもらわなかったが、厚生年金保険料と健康保険料は控除されていたと思う。

また、申立期間②のC地にあったD社では失業保険を控除されていたので厚生年金保険にも加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

なお、同時に2つの会社に勤務してはいないが、なるべく期間が空かないように1つの会社を辞めるとすぐに次の会社へ勤めるようにした。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、中学校を卒業後にB有限会社に勤めたと主張しているところ、申立人の生年月日からみて中学校を卒業したのは申立期間①の始期から1年を経過した昭和 31 年 3 月と推認される。

また、閉鎖登記簿謄本から申立事業所と推認できるE有限会社が確認できるが、同社は平成 8 年 6 月 1 日に解散し、同社及び同社の代表者名について、F 商工会議所G支部、H組合及びI組合に照会したが、それぞれ、「組合員等であったことの確認はできないとともに、その所在は不明である」としており、同社の役員等関係者の所在は不明であるため、申立事業所の実態の確認ができない上、オンライン記録から、当該事業

所が厚生年金保険の適用事業所であったことの確認ができないことから、申立事業所に申立人が勤務していたこと及び申立事業所が申立期間①において、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたことの確認はできない。

- 2 申立期間②については、申立事業所の代表者は「申立期間②当時の業務は相当以前に廃業し、当時の経営者（現代表者の父親）等関係者は既に亡くなっているため、関係資料は不明である。また、当時事業所の工場でJの仕事を担当していた母親は、申立人が5年間も勤務していれば覚えているはずだが、申立人については全く知らない、と供述している。」としている。

また、申立期間②当時（申立期間②のうち、別の事業所3社の被保険者期間となっていない期間である昭和44年9月6日から同年10月26日までの期間）の同僚と思われる6人に照会したところ、4人から回答があったが、4人全員が申立人については記憶が無いとしており、申立事業所に申立人が在籍していたことの確認ができない。

さらに、申立人は、申立期間②のほとんどの期間、別の事業所3社（有限会社KのL工場（取得日は昭和33年3月1日、喪失日は44年9月6日）、M株式会社（取得日は44年10月26日、喪失日は45年7月21日）、株式会社N（取得日は45年7月26日、喪失日は平成11年12月21日））の被保険者となっていることがオンライン記録から確認できるところ、当該3社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の被保険者記録とオンライン記録は一致していることが確認できる。

加えて、申立事業所が加入していたと思われるO組合からの回答では、申立人について確認できる資料が無いとしている上、申立事業所が加入していたと思われるP基金からの回答では、申立人の当該基金への加入は、昭和44年10月26日から45年7月21日までのM株式会社の加入員としての記録のみであり、申立事業所については確認ができないとしている。

このほか、申立人は、同時に2か所の事業所に勤務してはいないと供述しているところ、申立事業所の事業所別被保険者名簿では、申立期間②のうち、申立人がほかの事業所の被保険者となっていない期間（昭和44年9月6日から同年10月26日まで）においては、申立人の氏名は確認ができない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立期間②に係る雇用保険の被保険者記録も確認ができない。

- 3 なお、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
平成 15 年ごろ、年金記録調査を依頼した A 社会保険事務所（現在は、B 年金事務所）から、昭和 38 年ごろに勤務していた株式会社 C 社（現在は、株式会社 D）における 6 か月の記録が確認されたとの回答があったが、昨年受け取ったねんきん特別便にはこの記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 C 社には、昭和 38 年ごろに E の運転手として勤務したが、平成 15 年ごろ、A 社会保険事務所に郵送で年金記録調査を依頼したところ、数か月後に「同社に 6 か月勤務」と記載された回答書が届いたと主張しており、申立てに係る事業所での勤務の形態や、F の配達業務についての供述内容が具体的であることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、夜間に G 業務を行っていたためほかの社員との接触が少なく、当時の上司や同僚の名前を記憶していないとしているところ、申立期間当時に株式会社 C 社に勤務していた複数の元運転手及び職務上運転手名を把握していたとする配車係の元社員は、申立人を知らないとしており、別の元運転手が申立人ではないかと考えた者についても、日勤運転手であり申立人とは年齢も 10 歳ほどの違いがあることから、これらの元社員からは、申立人が当該事業所に勤務していたことの確認はできなかった。

また、株式会社 D は、「申立期間当時の記録は保管しておらず、申立人に係る事情は確認ができない。また、当時から社員の社会保険適用は正確

に実施していたが、夜勤運転手として少数雇用していたアルバイトの社会保険適用については不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、平成 15 年当時に A 社会保険事務所から送付されたとする回答書を保管しておらず、B 年金事務所へ照会したところ、「記録を保管しておらず、当時の調査結果及び申立人への回答内容は確認ができない。しかし、21 年 9 月に、申立人からの要請で改めて調査を行ったが、株式会社 C 社の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立人にもその旨を回答した。」との回答を得た。

加えて、申立人は、給与明細書など、勤務実態や厚生年金保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。